

平成29年 第4回 高鍋町農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 平成29年 4月28日(金) 午後2時から
2. 開催場所 高鍋町役場 第3会議室
3. 出席委員 11名
1番 金崎 均 2番 水町 茂 3番 大西 準一
6番 木浦 由子 7番 森 清一 8番 永友 祥一
10番 永友 定己 12番 宇治橋 俊美 13番 永友 清太
14番 渡瀬 俊弘
会長 坂本 弘志
4. 欠席委員 2名
5番 大福 裕子 11番 坂本 幸
5. 議事日程
第1 議事録署名委員及び会議書記の指名
第2 会期の決定(別記のとおり)
第3 諸報告
第4 議案第18号 農地移動適正化あっせん事業
第5 議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について
第6 議案第20号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認
について
第7 議案第21号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計
画の決定について
6. 事務局職員 事務局長 鳥井和昭 局長補佐 三笠浩三
主 査 佐野由美

(開会14時00分)

[事務局]

それでは、只今から平成29年第4回高鍋町農業委員会総会を開会いたします。坂本会長、会の進行をお願いいたします。

[議長]

こんにちは、本日の委員、13名中11名が出席です。農業委員会等に関する法律第27条第3項(過半数の出席)により、総会は成立しております。なお、欠席の大福裕子委員・坂本幸委員からは欠席届が提出されております。

これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員及び、会議書記の指名を行います。高鍋町農業委員会会議規則第9条第1項の規定による議事録署名委員につきましては、議長指名とさせていただきます。

本日の議事録署名委員には、12番 宇治橋俊美委員・13番 永友清太委員を指名いたします。

なお本日の会議書記には、事務局職員の三笠浩三局長補佐を指名いたします。

日程第2の会期の決定については別記のとおり、本日4月28日の1日間とすることについて、ご異議はございませんか。【異議なしの声有り】異議なしと認めます。よって会期は、本日4月28日の1日間と決しました。

日程第3の諸報告を事務局に求めます。

[事務局]

2ページをお開きください。諸報告、業務報告【4月】です。

3日（月）辞令交付式です。会長、事務局からは全職員が出席しております。11日（火）高鍋町農業者年金受給者協議会監査及び役員会が行われております。会長、事務局からは鳥井、佐野主査が出席しております。同じく11日（火）平成29年度第1回高鍋町特別融資制度推進会議が行われております。会長、事務局からは三笠補佐が出席しております。14日（金）第13回常設審議委員会です。会長が出席しております。19日（水）平成29年度高鍋町認定農業者協議会総会が行われております。会長が出席しております。21日（金）が現地調査です。水町委員、永友清太委員、木浦委員、事務局から佐野主査が出席しております。26日（水）が平成29年度高鍋町みどりの少年団育成会総会が行われております。会長、事務局からは鳥井が出席しております。本日28日（金）が児湯農業協同組合総代会となっております。会長が出席しております。同じく28日（金）平成29年第4回高鍋町農業委員会総会となっております。12名となっておりますが、11名に訂正をお願いいたします。事務局からは全職員が出席しております。

業務計画【5月】です。9日（火）高鍋町農業者年金受給者協議会総会がホテル泉屋で行われます。こちらの方の出欠につきましては、総会が終わってから出欠を取らせていただきたいと思います。事務局からは全職員出席予定です。12日（金）全国農業新聞全国統一普及強調月間に伴う市町村巡回が行われます。会長、女性委員となっておりますが、こちらの方につきましても、総会が終わってから女性委員の方に出欠を確認したいと思います。事務局からは鳥井、佐野主査が出席予定です。同じく12日（金）平成29年度西都児湯市町村農業委員会連絡協議会通常総会が川南町役場で行われます。会長、事務局からは鳥井が出席予定です。15日（月）第14回常設審議委員会がトラック協会で行われる予定です。会長が出席予定です。同じく

15日(月)尾鈴地区農業水利総合開発事業促進協議会総会が川南町役場で行われます。会長が出席予定です。22日(月)が現地調査となっております。会長、大西委員、大福委員、事務局からは鳥井が出席予定です。24日(水)が平成29年度西都児湯市郡農業者年金受給者連絡協議会通常総会が都農町役場で行われる予定です。会長、事務局からは佐野主査が出席予定です。26日(金)平成29年第5回高鍋町農業委員会総会が行われる予定です。全委員、全職員出席予定です。29日(月)全国農業委員会会長大会が東京で行われます。会長が出席予定です。通常でしたら28日が総会なんですけれども、29日が会長が東京の方に出張されます。30日が翌日ということなんですけれども、議案を遅らせる訳にはいきませんので、前倒しということで、5月は26日が総会ということになっております。よろしく願いいたします。以上で業務報告、業務計画を終わります。

[事務局]

3ページをお開きください。県進達経過報告を申し上げます。

農地法5条申請。平成29年3月21日現地調査を行っております。

譲受人 ○○○○、譲渡人 ○○○○、転用目的は植林で問題ありません。

譲受人 ○○○○、譲渡人 ○○○○、転用目的は露天資材置場で問題ありません。

譲受人 ○○○○、譲渡人 ○○○○、転用目的は一般個人住宅で問題ありません。

譲受人 ○○○○、譲渡人 ○○○○、転用目的は一般個人住宅で問題ありません。

なお、4月14日付けで許可となっております。

つづきまして4ページをお開きください。農地法第3条の3第1項の規定による届出書についてです。

1番 権利者 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○ 農地の所在 大字○○字○○ ○○番 畑 816㎡ 外1筆。取得日 平成27年9月12日、取得事由は相続です。あっせんの希望はありません。

5ページをお開きください。農業経営基盤強化促進法による使用賃借契約の解約です。

1番 申請地 大字○○字○○ ○○番 畑 5,238㎡ 使用借受人 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○ 使用貸渡人 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○ 解約届出日 平成29年4月11日 解約成立日 平成29年4月21日 土地引渡日 平成29年4月30日。以上、報告いたします。

[議長]

ただいまの報告について、ご質問・ご意見はございませんか。【質疑なし】
それでは、質問等ないようですから、以上で諸報告を終わります。

それではつづきまして日程第4 議案第18号 農地移動適正化あっせん
事業についてを議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

6ページをお開きください。議案第18号 農地移動適正化あっせん事業
についてです。

1番 平成29年4月19日 借受又は買受の申出です。申出者 ○○大字
○○ ○○番地 ○○○○ 希望する農地の所在 大字○○字○○ ○○番
畑 1,100 m² 外2筆。

この農地につきましては、平成29年3月21日付けで売渡申出があり、平
成29年第3回高鍋町農業委員会総会において、宇治橋委員、及び永友定己委
員があっせん委員に指名されている農地となっております。○○○○氏は町の
認定農業者であり、経営規模拡大の目的に取得したいとの意向です。

[議長]

只今説明が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。【質問なし】
それでは、この案件につきましては、宇治橋俊美委員、永友定己委員、よろし
くお願いいたします。

日程第5 議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請についてを
議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

7ページをお開きください。議案第19号 農地法第3条の規定による許
可申請についてです。

1番 3条有償移転 農地の所在 大字○○字○○ ○○番 地目 畑
面積 85 m² 譲渡人 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○ 譲受人 ○○大
字○○ ○○番地 ○○○○ この件につきましては、担当の金崎委員お願いい
たします。

[1番]

説明いたします。場所はですね、後の5条で出てくるのに関連しますので、

18ページ、19ページを見ていただくと場所が分かります。〇〇の西側になります。この土地はですね、現在は荒れておりまして、この土地の横で、〇〇〇〇さんが畑を持っておられまして、里芋を栽培されておられます。現状は取り上げられて、次の作物のために、綺麗に整地してありまして、その横ということで、ほかに買う人もいないということで、狭い土地ですし、そういう事で〇〇〇〇さんが処分したいということで、それならば〇〇〇〇さんが隣でもあるということで、耕作放棄地になっております。それで価格は総額で〇〇円だそうでございます。よろしく願いいたします。

それではここで現地調査を行った結果について、担当委員からの報告をお願いいたします。

[13番]

業務報告でありましたように、4月21日に水町委員、木浦委員とわたくし、事務局から佐野主査の4名で現地調査を行いました。申請地はですね、担当委員の説明通り2m程の幅で40m程の細長い土地でありまして、50cm位の雑草が生えている状況でした。隣の〇〇〇〇さんの所は綺麗にロータリーで管理をされておりまして、譲受後も管理されていくということで問題無いと判断いたしました。以上です。

[議長]

事務局から補足する事がありましたら、お願いします。

[事務局]

8ページをお開きください。農地法第3条調査書をつけております。農地法第3条第2項各号に該当していないため、許可条件を満たしていると考えます。

譲受人は〇〇にて、水稻や飼料稲・キャベツを栽培しております。今回の申請は所有畑の有効利用の為の隣接地取得であり、申請地において里芋の栽培を行うことになっており、本件の権利取得により周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

[議長]

只今説明・報告が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。

【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり許可することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり許可と決定いたしました。

次に日程第6 議案第20号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認についてを議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

9ページをお開きください。1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番地目 畑 面積 5,238 m²外1筆 譲渡人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 譲受人 〇〇 〇〇 〇〇番 〇〇〇〇 転用目的 駐車場、農産物倉庫、回転場となっております。担当の金崎委員よりご説明をお願いいたします。

[1番]

説明いたします。場所はですね、12ページをご覧くださいと分かりますが、〇〇に〇〇がありましたね、その向かい側、〇〇〇〇さんが買い取られておられました。その前は〇〇〇〇という〇〇でございまして、いまはもう使用されておられません。この〇〇〇〇さんが噂には聞いておられると思いますが、〇〇とまではいきませんが、それっぽいものをここに建設したいということで、建物は買い取っておられます。周りの土地も13ページを見ていただくと分かりますように、奥の方は宅地で〇〇〇〇さん一段低くなっております。その間ということで、農地としても一枚になっております。〇〇〇〇〇さんは現在〇〇〇〇さんと一緒に〇〇で牛を飼ったり露地を作ったりされておまして、〇〇をずっといって距離的にも作業効率が非常に悪いということもあり、〇〇ができるということで高鍋町の活性化といいますか、産業振興の面から考えると農地としてもいいのですが、そちらの方で町全体の産業振興の観点から言ってもいいのではないかなと思います。それで価格が〇〇番の方が総額で〇〇円、〇〇番は〇〇円であります。というのは狭い方は以前駐車場にされておまして現状は畑に戻っております。そういうこともありまして、宅地評価ということで狭いですけども高額で工事していただけるということだそうです。排水につきましては〇〇の方にありますし、敷地の方は13ページの地図でいきますと、右の方に大きい水路がありますので、そちらに向けて排水もされるということだそうです。よろしく願いいたします。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について、担当委員からの報告をお願いいたします。

[6番]

報告します。先程永友清太委員が言われたように3名と佐野主査で現地調査

をいたしました。いま金崎さんが丁寧に説明してくださった通りです。いまは草がちょっと生えたくらいの畑で立派な区画の畑でした。以上です。

[議長]

事務局から補足する事がありましたら、お願いします。

[事務局]

申請地は、住宅等が連単する区域に近接した10ha未満の区域内にある農地であることから第2種農地と判断されます。なお、本案件は平成6年5月31日に許可がありました駐車場の事業計画の変更農地も含まれております。

転用目的は駐車場・農産物倉庫・回転場であり、面積は7,221㎡となっております。

譲受人は〇〇〇〇を営んでおります。この度事業拡大のため隣地所有地で〇〇を模した〇〇〇〇を行うこととなったとのことです。そのため集客力を高めるためにも駐車場の確保は必要であり、適地を探していたところ、当該申請地が最適と判断し、また、譲渡人と折り合いが付き売買契約を結べる状態であるため、今回の申請に至っております。代替え地については検討を行ってきたが、当該申請地が最適であったとのことです。

北側及び南側に耕作地はありますが、ブロック塀を設置し、被害を与えないよう排水等には留意することとなっております。

汚水については浄化槽を設置し、また農産物洗い物については、沈殿槽を設け、汚泥活性化施設を設置し、水利組合が管理する水路に放流し、駐車場・回転場では雨水のみで汚水は発生しないとの確約書が添付されております。〇〇の宅地の雨水は既設排水溝へ排水し、申請地等の雨水は排水溝を設置し、水利組合が管理する水路へ接続し流すとの確約書が添付されております。なお、水利組合においては検討を行い、問題なしと判断したとの証明書が添付されております。

事業費につきましては総額〇〇円となっております。

なお、資金につきましては金融機関の融資予定証明依頼書が添付されております。

〇〇〇〇からは農地転用に伴う措置等については協議が整い、〇〇〇〇としては差し支えないとの意見書が添付されております。以上です。

[議長]

只今説明・報告が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。

【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

つづきまして2番です。農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 地目 畑
面積 77 m² 譲渡人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 譲受人 〇〇大
字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 転用目的は庭園、進入路となっております。担
当の金崎委員よりご説明をお願いいたします。

[1番]

説明いたします。場所は先程申し上げましたように、18ページから21
ページまでご覧いただきたいと思えます。現状は21ページを見ていただくと
分かりますけれども、右側の大きな道路が〇〇でございます。左側の中く
らいの道がいまのちょうど〇〇をずっと上がって行ったところでは、ここは
ですね、〇〇〇〇さんの〇〇〇〇さんが家を建てられる時に、この土地が農
地であることを知らずに、庭園・石垣に、黄色い部分は石垣に庭木が植えて
あります。入口ですね。この度、〇〇〇〇さんの方から、先程〇〇〇〇さん
のときも言いましたけれど、処分したいということで申し出がありましたの
で、〇〇〇〇さんの〇〇〇〇さんと話したのですが、〇〇〇〇さんも知られ
なかったそうです。〇〇〇〇さんが知らずに建てたと、庭園にしてしまった
ということだそうです。この家を建てられたときに。そういう事情で申し訳
ないというか、お互い〇〇〇〇さんたちも、あまりどこにあるかが、相続を
される前の〇〇〇〇さんの方で伝わっていなかったようございます。そう
いう事情ですので、よろしくをお願いいたします。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について、担当委員からの報告をお願
いいたします。

[13番]

報告いたします。いまの説明にありましたように、既に大きな庭園と、つ
つじが綺麗に咲いておりました。進入路の方は砂利敷きになっておりまして、
車庫への車の出入りがなされているようでした。農地に戻すのは現実的では
なく、当事者で話がまとまっておりますので、問題無いと判断いたします。

[議長]

事務局から補足する事がありましたら、お願いします。

[1番]

ちょっといいですか、すみません、説明し忘れてました。価格は〇〇円だそうです。

[事務局]

申請地は、住宅等が連単する区域に近接した10ha未満の区域内にある農地であることから第2種農地と判断されます。

転用目的は、庭園、進入路であり、面積は77㎡となっております。

転用理由は、譲受人は申請地隣地で居住し生活をしており、この度申請地所有者から指摘を受け当該申請地を無断で使用していることが判明し、調査したところ昭和52年頃、譲受人の〇〇が自己所有地と勘違いし、庭園及び進入路として現在まで使用していたとのことです。今後も庭園及び進入路として使用したいことから譲渡人と協議をした結果、折り合いが付き売買契約を結べる状態となったため今回の申請に至っております。

周辺に耕作地はないが、被害を与えないように排水等に留意することとなっております。

事業費は土地取得費〇〇円となっております。

資金につきましては金融機関の残高証明書が添付されております。

なお、排水処理については汚水を流すことはなく、雨水については地下浸透させるとの確約書が添付されております。また、既に庭園及び進入路として使用されているため始末書が添付されております。以上です。

[議長]

只今説明・報告が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。

【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

つづきまして3番です。農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 地目 田
面積 858㎡ 譲渡人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 譲受人 〇〇
〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 転用目的は二世帯住宅及び車庫兼倉庫となっております。担当の木浦委員よりご説明をお願いいたします。

[6番]

地図は23ページでお分かりかなと思いますけれども、いま、わたしが〇〇しているところの斜め前にずっと使われていない田んぼがあったんですね。草

地にずっとなっていて、そこを〇〇〇〇さんとは高齢で、たぶん施設に入っ
てらっしゃるんですけども、その〇〇〇〇さんのところに、わたし訪ねて行っ
て、前から売りたいと思っていて、いろいろ図ったけれど、そのままになっ
ているそうよね、と言われて、〇〇〇〇さんという方はわたし直接は知らない
んですけども、この人の〇〇〇〇はわたしの友達で、家を建てる土地がどこか
ないかねとずっと何年も前から相談を受けていて、それでたまたまこどうか
なと思って紹介したらみんな気にいってくれて、それでとんとん拍子に話を進
めました。ちょっと広いんですけども、二世帯住宅を作るということで、な
んとか大丈夫ということ。価格は総額〇〇円です。以上です。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について、担当委員からの報告をお願
いいたします。

[2番]

いま担当委員の方から説明がありました通り、場所は〇〇がありますよね。
あそこのちょうど上の方になるところで、非常に見晴らしの良い所なんですよ。
現地は先程も説明がありました通り、草が生えてました。排水路が無かったと
わたしは思ったのですが、合併浄化槽を設置して、前の道路の方に水を流す
ということでございます。別に問題はないと判断いたしますので、ご報告いたし
たいと思います。

[議長]

事務局から補足する事がありましたら、お願いします。

[事務局]

申請地は、住宅等が連単する区域に近接した 10ha 未満の区域内にある農地
であることから第 2 種農地と判断されます。

転用目的は二世帯住宅及び車庫兼倉庫であり、面積は 858 m²となっております。

転用理由は、妻の母と同居するため、二世帯住宅と車庫兼倉庫を建設した
く、今回の申請に至っております。母親の住む住宅は築 39 年で老朽化して
おり二世帯住宅を建設するにも宅地の面積が狭いため広い土地を探していた
ところ当該申請地を購入することとしたとのことです。代替え地については
宅地で検討を行いましたが、広さが足りない、土地代が高いなどの理由によ
り当該申請地を適地と判断されております。

北側は宅地、南、西側は公道、東側は畑となっております。家庭排水は合

併浄化槽を設置し、西側の公道に埋設してある排水溝に放流することとなっており、建設管理課とは協議済みとのことです。雨水も地下浸透ではありませんが、公道へ流れるような造成を行うとのことです。隣接地との境界にはブロックを設置し土砂の流出等の被害防除に努める計画となっております。

事業費は土地代〇〇円、造成費〇〇円、建築費〇〇円、合計〇〇円であります。資金につきましては金融機関の融資予約証明が添付されております。

家庭排水については合併浄化槽を設置し道路側溝に排出する。雨水については地下浸透ではあるが排水路に放流するような造成を行う。万一、周囲に被害が発生した場合は、すべて自分の責任において処理解決するとの確約書が添付されております。以上です。

[議長]

只今説明・報告が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。

【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

次、4番です。10ページになります。農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 地目 畑 面積 1,918 m² 譲渡人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 譲受人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 転用目的は露天駐車場となっております。担当の宇治橋委員よりご説明をお願いいたします。

[12番]

説明いたします。現地はですね、〇〇の南すぐ裏側になります。〇〇のすぐ裏側の土地になりますが、〇〇〇〇さんは現在、〇〇で農業をやっておられます。いま現在は芝畑なんですけど、所有権移転ですけれども、〇〇〇〇さんは、〇〇の〇〇〇〇を主たる事業としております。今回は事業規模の拡大に伴い、〇〇〇〇の降ろし場ですね、そういうことと、また従業員の増員に伴う駐車場の確保を目的としております。図面が32ページになりますけれども、現地が1,918 m²のこの全てを使いますが、ちょうど北側、一番上の方が、すぐ〇〇になります。既存の排水がすぐ下にあるんですが、この全面を使い、敷地内は碎石を敷き詰めると、周囲にはブロックを設けるといってございまして。事業拡大によって、大型トラックが2台停まると、また従業員の駐車場24名分がこのように区割りしてあります。現地もすぐ事務所も近くで便利が良くなるのでないかと思っております。よろしく願いいたします。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について、担当委員からの報告をお願いいたします。

[2番]

先程、担当委員の方から詳しく説明がありましたけれども、わたしもあそこに会社があるとは全然知りませんでした。ちょうどその前の道路よりちょっと下がった土地でございまして、芝が綺麗に埋まっております。なんかもったいないなって、あそこを駐車場にするのは、グラウンドゴルフでもできるんじゃないかなという風に思いましたけれども、ちょうど〇〇が北側にあるんですけども、ちょっと高台でありまして、そこの横がですね、下の方ですけども、排水路がありました。排水路をちょっと確認したんですが、ちょっとこう埋まっているところもございまして、そこを何とかしていただきたいなという風には感じたところもございまして、そういうことで、排水路をきちんとすれば何も問題は無いかなという風に思っておりますので、ご報告いたしたいと思っております。

[議長]

事務局から補足する事がありましたら、お願いします。

[事務局]

申請地は、住宅等が連単する区域に近接した10ha未満の区域内にある農地であることから第2種農地と判断されます。

転用目的は、事業用駐車場であり、面積は1,918㎡となっております。

転用理由は、譲受人は〇〇〇〇を事業として営んでおります。今回は事業規模の拡大に伴い、〇〇積卸場及び従業員の増員に伴う駐車場の確保等を目的として、今回の申請に至っております。

代替え地につきましては宅地で2カ所、検討を行っております。1カ所は駐車場として賃貸契約を行いましたが、将来的には家を建てる予定があり、面積も駐車場として利用するには狭いために断念されております。もう1カ所につきましては、会社より距離があり、従業員の安全性を考慮し断念されております。

東側は宅地、西側は道路、南側は宅地・畑、北側は水路となっております。申請地周囲にはブロック壁を設け土砂流出を防除し、雨水、雑排水は既設排水路に接続する計画となっております。

事業費は土地取得費〇〇円、造成費〇〇円、合計〇〇円となっております。

資金につきましては金融機関の残高証明書が添付されております。

〇〇〇〇からは農地転用に伴う措置等については協議が整い、〇〇〇〇としては差し支えないとの意見書が添付されております。

また、〇〇〇〇との協議の結果、転用事業及び排水施設の利用に関して、問題ないとの意見をいただいたとの証明書が添付されております。以上です。

[議長]

只今説明・報告が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。

【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

次に日程第7 議案第21号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

33ページをお開きください。議案第21号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について。所有権移転です。1番 農地の所在大字〇〇字〇〇 〇〇番 畑 3,538㎡ 外1筆 所有権を移転する者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 所有権の移転を受ける者 〇〇 〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。担当の森委員よりご説明をお願いいたします。

[7番]

説明します。この申請は前回第3回総会で報告いたしました通り、〇〇〇〇氏と〇〇〇〇氏のあっせん委員会後の取引であります。買い手の〇〇〇〇氏が強化促進法により〇〇〇〇を利用して購入するというこの案件になりますので、5年間〇〇〇〇となります。現状をみますと、きちんと耕作準備がされており、何ら問題ないという風に考えます。総額が〇〇円です。よろしくをお願いいたします。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

2番。農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 畑 3,669 m² 所有権を移転する者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 所有権の移転を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。担当の大西委員よりご説明をお願いいたします。

[3番]

説明いたします。この土地はですね、〇〇の西北にある土地で、〇〇〇〇さんという人は高齢で〇〇歳位だと思うのですよ。〇〇〇〇くんは、この間も認定農業者になったのですけれど、和牛を専門にやっていて、いまは牧草を作っているそうです。それで全体で、〇〇円で購入されるそうです。別に耕作は牧草を作るということですので問題無いと思います。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

次、利用権設定1番です。

[事務局]

34ページをお開きください。利用権設定です。1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 畑 3,538 m² 外1筆 利用権を設定する者 〇〇 〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 利用権の設定を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。担当の森委員よりご説明をお願いいたします。

[7番]

説明します。この申請はですね、前ページの1号と同じ畑であります。〇〇〇〇を利用するために、〇〇〇〇との約5年間の利用権設定の申請です。何ら問題無いという風に考えます。よろしく申し上げます。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 畑 5,029 m² 利用権を設定する者 〇〇 〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 利用権の設定を受ける者 〇〇 〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。担当の大西委員よりご説明をお願いいたします。

[3番]

説明いたします。この土地も〇〇から西北にある土地で、このとき1件あっせんにはなった土地ですけれど、今度この5反の土地はですね、〇〇〇〇が借りるという形で〇〇〇〇から借りてもらうということでやった土地で、担当が〇〇円で借りているそうです。いま現在は芝を植え付けられておりますので、耕作については別に問題無いと思っております。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

3番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 畑 1,512 m²うち 1,000 m² 地番につけているアルファベットのAは便宜分筆処理によるもので登記では〇〇番となります。利用権を設定する者 〇〇 〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 利用権の設定を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。担当の大西委員よりご説明をお願いいたします。

[3番]

説明いたします。この土地もですね、先程の土地と隣接した土地でいま芝を作られております。反当〇〇円で5年間借りるということでございますので、別に問題は無いかと思えます。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか。【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

以上で、本日の議案のすべてを終わりましたが、事務局からその他で連絡することがあればお願いします。

これをもちまして、平成29年第4回高鍋町農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

(14時52分終了)

高鍋町農業委員会会議規則第9条の規定により、ここに署名する。

議 長 会 長

署名委員 1 2 番

署名委員 1 3 番